

令和5年神審第21号

裁 決

モーターボートAのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年2月4日05時45分

兵庫県姫路港東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 10.07メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 198キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央にキャビンを配し、その上方にフライングブリッジを設け、同ブリッジ前部右舷寄りに舵輪を、その前方に磁気コンパス、左舷側にGPSプロッター兼魚群探知機、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.55メートル船尾1.05メートルの喫水をもって、令和5年2月4日05時30分兵庫県姫路市所在のマリーナを発し、姫路港東方沖合を航行する予定で、香川県小豆島東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、姫路港東部から同港東方沖合には、姫路八木港西防波堤灯台（以下「八木港灯台」という。）から168度（真方位、以下同じ。）1.26海里、201.5度1.16海里、196.5度2.12海里及び179.5度2.43海里的各地点を順次結ぶ直線によって囲まれた範囲に、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの期間、兵庫県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第51号と称する漁場区域（以下「51号区域」という。）が設定され、毎年9月10日から翌年5月10日までの間、同区域にのり養殖施設が敷設され、51号区域には、光達距離5.5キロメートル、2.6キロメートル及び2.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する合計37基の簡易標識灯がそれぞれ設置されていたものの、当時、同区域の北側境界線の最も西に設置されている簡易標識灯（以下「最西方の簡易標識灯」という。）、同簡易標識灯から1基目、2基目及び6基目の各簡易標識灯が消灯していた。

また、a受審人は、姫路港東方沖合を多数回航行した経験から、51号区域や同区域の簡易標識灯の存在を知っており、平素、前示釣り場に向かう際、GPSプロッターの画面に表示させた51号区域及び最西方の簡易標識灯を左舷船首方に見ながら南下していた。

a 受審人は、発航した折り、係留地の間口が狭かったことから、GPSプロッターの表示範囲を100メートルに設定し、同表示範囲を広域にしないまま、フライングブリッジで、舵輪後方の操縦席に腰掛けて操船に当たり、同乗者1人を自身の左側に腰掛けさせて他の1人をキャビンに待機させ、前示簡易標識灯が消灯していたことを知らなかったところ、最西方の簡易標識灯から3基目の点灯していた簡易標識灯を最西方の簡易標識灯と思い込み、同簡易標識灯を左舷船首方に見ながら航行するつもりで、南下を続けた。

a 受審人は、05時37分僅か過ぎ八木港灯台から140度1,570メートルの地点で、針路を231度に定め、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、05時40分半少し過ぎ八木港灯台から167度1,740メートルの地点に達したとき、51号区域が船首方700メートルのところとなり、その後同区域に向首接近する状況であったが、最西方の簡易標識灯から3基目の点灯していた簡易標識灯を最西方の簡易標識灯として見ていたことから、51号区域を左舷方に見て支障なく航過できるものと思い、GPSプロッターを活用して同区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、51号区域に向首続航し、05時45分僅か前右舷方に消灯している簡易標識灯を認めたことから、同区域に進入したことに気づき、直ちに機関回転数を下げたものの、効なく、05時45分八木港灯台から188度1.24海里の地点において、Aは、原針路、原速力で、51号区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央

期にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aは、推進器に擦過傷を生じ、のり養殖施設は、ロープに破断等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件のり養殖施設損傷は、夜間、姫路港東方沖合において、小豆島東方沖合の釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、51号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、姫路港東方沖合において、小豆島東方沖合の釣り場に向けて航行する場合、51号区域に向首接近することのないよう、GPSプロッターを活用して同区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、51号区域を左舷方に見て支障なく航過できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同区域に向首接近する状況に気付かずに進行して、51号区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及びのり養殖施設それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年2月28日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美